

大田市告示第101号

大田市お買い物サポート事業補助金交付要綱（平成25年大田市告示第79号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

大田市長 楫野弘和

第2条第1項の表を次のように改める。

①集落地 店舗整備	大田市に事業所を有する、島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱第5条に定める者。ただし、	一般食料品及び日用雑貨を取り扱い、周辺の消費者の利便に欠かせないと思われる店舗に係る下記経費 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費	1 / 2 以内	1,000万円 (ただし、家賃は月額83,000円を上限とする)
②移動販売・宅配車両整備	市税等を滞納していない者に限る。	一般食料品及び日用雑貨を取り扱い、中山間地域等の消費環境の維持・向上に欠かせない移動販売又は宅配に係る下記経費 (1) 20万円以上の車両取得費、備品購入費及び備品リース料、広告宣伝費(車両、備	(1) 1 / 2 以内 (2) 定額 (3) 1 / 2 以内	(1) 150万円 (2) 10万円(定額) (3) 1台あたり20万円

		<p>品の購入費、備品リース料を申請する場合に限る)</p> <p>(2) 燃料費、車検費用、修理費、備品購入費(20万円未満)及び備品リース料(20万円未満)</p> <p>※ ただし、上記の年間経費の合計が20万円を超えることを要件とする。</p> <p>(3) 軽減税率、在庫管理及び売り上げ分析に対応が可能なPOSシステム等レジ関連機器の購入又はリースに係る経費</p>		
③	商業機能環境整備	中山間地域等の消費環境を向上させるため有効と認められる①②以外の商業機能整備に係る経費	1 / 2以内	1年度50万円 最大3年度まで

様式第1号及び様式第5号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。